



投票区・投票所の変更について

令和6年7月25日からの豪雨災害により、第5投票区（蔵岡公民館）、第6投票区（白糸集会所）が浸水被害を受け、投票所として開所することが困難な状況となりました。この事に伴い、戸沢村選挙管理委員会では、投票区、投票所の見直しについて検討を重ねて来ました。その結果、現在の9投票区から7投票区にすることに決定しました。（蔵岡公民館、白糸集会所にて投票を行っていた住民の方は、戸沢村役場での投票となります。）

有権者の皆様にはご不便をお掛けすることも考えられますが、御協力の程、何卒宜しくお願い致します。

なお、投票区の変更は次の選挙からの実施となります。その際は、豪雨災害により投票区が変更になった住民の方向けに、投票所までの移動支援として、無料バスの運行（戸沢村内に限る）を検討しております。詳細につきましては、次回選挙開催の際にお知らせいたします。

投票区	区域
第1投票区 (戸沢村役場)	戸沢村大字古口の一部(通称古口、上台、猪ノ鼻、三ツ沢、真柄) 戸沢村大字蔵岡の一部(通称蔵岡、堀田沢) 戸沢村大字古口の一部(通称外川、高屋、土湯、草薙、柏沢)
第2投票区 (中央公民館)	戸沢村大字名高の区域 戸沢村大字津谷の一部(通称津谷、向名高) 戸沢村大字神田の一部(通称向名高、濁沢) 戸沢村大字岩清水の区域
第3投票区 (生涯学習センター)	戸沢村大字神田の区域(ただし、濁沢を除く。) 戸沢村大字松坂の区域
第4投票区 (戸沢村若者センター)	戸沢村大字津谷の一部(通称金打坊) 戸沢村大字蔵岡の一部(通称岩花、出舟、上の山) 戸沢村大字古口の一部(通称皿嶋)
第5投票区 (戸沢村農村環境改善センター)	戸沢村大字角川の一部(通称中沢、滝ノ下、十二沢、本郷、畑ヶ、沢内、上野、勝地)
第6投票区 (西沢防雪センター)	戸沢村大字角川の一部(通称綱取、元屋敷、長倉)
第7投票区 (平根公民館)	戸沢村大字角川の一部(通称平根、与吾屋敷、片倉)

- ・ 問合せ先 戸沢村役場 総務課・選挙管理委員会
電話 72-2111 (内線215)

